

浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 市長は、浜松市における公的介護施設等(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第2項に規定するものをいう。)の整備事業を推進し社会福祉の増進を図るため、介護サービス施設及び設備の整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市社会福祉法人の助成に関する条例(昭和52年浜松市条例第17号)、浜松市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和52年浜松市規則第19号)、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(対象事業等)

第2条 本交付要綱の対象とする事業は、次に定める各号のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス施設整備事業

ア 補助対象事業は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下、「法」という。)第8条第14項に規定する「地域密着型サービス」及び法第8条の2第14項に規定する「地域密着型介護予防サービス」のうち、次に掲げる事業を行う施設を整備する事業をいう。ただし、(イ)及び(ウ)については、施設整備にあわせてスプリンクラー設備を整備するもの、(エ)については老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に定める軽費老人ホームに限る。

(ア) 認知症対応型通所介護(「介護予防認知症対応型通所介護」を含む。以下同じ)

(イ) 小規模多機能型居宅介護(「介護予防小規模多機能型居宅介護」を含む。以下同じ)

(ウ) 認知症対応型共同生活介護(「介護予防認知症対応型共同生活介護」を含む。以下同じ)

(エ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(オ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ アの整備内容は、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備するもの。
増 床	既存の施設の増員を図るための整備をするもの。

ウ 補助の対象とする経費は、「別表1」の第4欄に定める。

エ 補助金の交付金額は、予算の範囲内において次の各号を算出比較して最も少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てる。

(ア) 総事業費から寄付金、その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額

(イ) ウに定める対象経費の合計額

(ウ) 「別表1」の第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額

(2) 地域密着型サービス施設設備整備事業

ア 補助対象事業は、法第8条第14項に規定する「地域密着型サービス」のうち、次に掲げる事業を行う施設の設備を整備する事業をいう。

(ア) 認知症対応型通所介護

(イ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ 補助の対象とする経費は、「別表2」の第4欄に定める。

ウ 補助金の交付金額は、予算の範囲内において次の各号を算出比較して最も少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てる。

(ア) 総事業費から寄付金、その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額

(イ) イに定める対象経費の合計額

(ウ) 「別表2」の第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額

(3) 地域密着型サービス施設開設準備事業

ア 補助対象事業は、法第8条第14項に規定する「地域密着型サービス」のうち、次に掲げる事業を行う施設の開設を準備する事業をいう。ただし、(ウ)については老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に定める軽費老人ホームに限る。

(ア) 小規模多機能型居宅介護

(イ) 認知症対応型共同生活介護

(ウ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(エ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 補助の対象とする経費は、「別表3」の第4欄に定める。

ウ 補助金の交付金額は、予算の範囲内において次の各号を算出比較して最も少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てる。

(ア) 総事業費から寄付金、その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額

(イ) イに定める対象経費の合計額

(ウ) 「別表3」の第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額

(4) 介護療養型医療施設転換整備事業

ア 補助対象事業は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する「介護療養型医療施設」の転換を推進するため、介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業をいう。

(ア) 介護老人保健施設

(イ) 小規模多機能型居宅介護

(ウ) 認知症対応型共同生活介護

イ 「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改 築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改 修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

ウ 補助の対象とする経費は、「別表4」の第4欄に定める。

エ 補助金の交付金額は、予算の範囲内において次の各号を算出比較して最も少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てる。

(ア) 総事業費から寄付金、その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額

(イ) ウに定める対象経費の合計額

(ウ) 「別表4」の第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数（ただし、廃止予定の介護療養型医療施設の定員数を上限とする。）を乗じて得た額

(5) 既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業

ア 補助対象事業は、法第8条第14項に規定する「地域密着型サービス」及び法第8条の2第14項に規定する「地域密着型介護予防サービス」のうち、次に掲げる事業を行う既存の施設へスプリンクラー等を整備する事業をいう。ただし、(ア)のうち、スプリンクラー設備を整備するものについては、平成21年4月1日において現に存する延べ面積が275平方メートル以上の施設又は平成23年10月1日において現に存する延べ面積が275平方メートル未満の施設、自動火災報知設備を整備するものについては、平成23年10月1日において現に存する延べ面積が300平方メートル未満の施設、消防機関へ通報する火災報知設備を整備するものについては、平成23年10月1日において現に存する延べ面積が500平方メートル未満の施設であって、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号、第4号又は第5号に規定する状態にある者が常時宿泊するもの等に限る。

(ア) 小規模多機能型居宅介護（「介護予防小規模多機能型居宅介護」を含む。以下同じ）

(イ) 認知症対応型共同生活介護（「介護予防認知症対応型共同生活介護」を含む。以下同じ）

イ 補助の対象とする経費は、「別表5」の第4欄に定める。

ウ 補助金の交付金額は、予算の範囲内において次の各号を算出比較して最も少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てる。

(ア) 総事業費から寄付金、その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額

(イ) イに定める対象経費の合計額

(ウ) 「別表5」の第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額

(6) 認知症対応型共同生活介護施設等防災改修等対策事業

ア 補助対象事業は、法第8条第14項に規定する「地域密着型サービス」及び法第8条の2第14項に規定する「地域密着型介護予防サービス」のうち、次に掲げる事業を行う既存施設において、防災補強のための改修等を行なう事業をいう。

(ア) 認知症対応型通所介護

(イ) 認知症対応型共同生活介護

イ 補助の対象とする経費は、「別表6」の第4欄に定める。

ウ 補助金の交付金額は、予算の範囲内において次の各号を算出比較して最も少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てる。

(ア) 総事業費から寄付金、その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額

(イ) イに定める対象経費の合計額

(ウ) 「別表6」の第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額

（補助金の対象除外）

第3条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する経費

(2) 既存建物の買収に要する経費

(3) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する経費

(4) その他施設整備費として適当と認められない経費

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次に定める書類を添えて、別に通知する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第2号様式）

(3) 収支予算書（第3号様式）

(4) 納税証明書の写し（課税団体のみ）

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（給与所得者を雇用する法人のみ）

（交付の決定）

第5条 交付の決定は交付決定通知書（第4号様式）をもって行う。

（変更の承認申請）

第6条 次の各号に該当する場合には、補助事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

ア 施行場所の変更

イ 建物の規模又は構造の変更（施設の機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

ウ 建物等の用途の変更

エ 入所定員又は利用定員の変更

オ 事業量の10%を越える変更

(2) 交付決定額の10%の額を越える額に相当する対象経費の配分の変更をしようとする

る場合

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(4) 提出書類

ア 変更承認申請書（第5号様式）

イ 変更事業計画書（第2号様式）

ウ 変更収支予算書（第3号様式）

（変更交付の決定）

第7条 変更交付の決定は変更交付決定通知書（第6号様式）をもって行う。

（工事着手届）

第8条 補助事業者は、工事に着手した日から7日以内に工事着手届（第7号様式）を提出するものとする。なお、補助事業の整備区分が設備整備の場合であって、補助事業の内容により市長が認めるときは、工事着手届の提出を省略することができる。

（工事の進捗状況）

第9条 補助事業者は、補助事業の進捗状況について、市長の求めに応じてその都度、工事進捗状況報告書（第8号様式）により進捗状況の報告を行うものとする。

（事業の繰越）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合で、事業の完了日が交付決定日の属する年度を越えると認められるときは、速やかに事業繰越報告書（第9号様式）の提出により市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の実績報告について、事業完了の日から起算して30日を経過した日（第6条第1項第3号の定めによる中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から30日以内）、又は補助金の交付決定日の属する年度の翌年度の4月7日のいずれか早い日を期限として、次の書類の提出をもって行うものとする。

(1) 実績報告書（第10号様式）

(2) 事業実績書（第2号様式）

(3) 収支決算書（第3号様式）

（交付の確定）

第12条 市長は補助金の交付を確定したときは交付確定通知書（第11号様式）をもって補助事業者に通知する。

（請求の手続き）

第13条 補助事業者は、補助金の交付確定後に補助金請求書（第12号様式）の提出をもって請求を行うものとする。

（概算払い）

第14条 補助事業の遂行上、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業者は、次の書類の提出をもって補助金の概算払いの申請をすることができる。

(1) 概算払承認申請書（第13号様式）

(2) 概算払請求書（第12号様式）

(概算払いの決定)

第 1 5 条 市長は概算払いの承認を決定したときは概算払承認決定通知書 (第 1 4 号様式)
をもって補助事業者に通知する。

(関係書類の整備)

第 1 6 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、
1 0 年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 5 年度の補助金に適用する。

別表1 地域密着型サービス施設整備事業

1 施設種別	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
認知症対応型通所介護	10,000千円	1施設あたり	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする）。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
小規模多機能型居宅介護	30,000千円	1施設あたり	
認知症対応型共同生活介護	30,000千円	1施設あたり	
地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	4,000千円	定員1人あたり	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4,000千円	定員1人あたり	

別表2 地域密着型サービス施設設備整備事業

1 施設種別	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
認知症対応型通所介護	3,000千円	1施設あたり	設備の整備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費又は工事請負費。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10,000千円	1施設あたり	事業実施に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。

別表3 地域密着型サービス施設開設準備事業

1 施設種別	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
小規模多機能型居宅介護	600千円	定員1人あたり（小規模多機能型居宅介護拠点にあっては、宿泊定員1人あたり）	施設の開設前6か月間における、開設の準備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			

別表4 介護療養型医療施設転換整備事業

1 整備区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
創 設	1,700千円	転換床数	<p>介護療養型医療施設の転換による施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当額を限度とする）。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
改 築	2,100千円	転換床数	
改 修	850千円	転換床数	

別表5 既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業

1 整備区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
スプリンクラー整備	9千円	対象施設ごと 1㎡あたり （ただし、小数点以下第1位を四捨五入する）	<p>既存小規模福祉施設におけるスプリンクラー等の整備（スプリンクラー等の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当額を限度とする）。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護			
自動火災報知設備整備	1,000千円	1施設あたり	
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護			
消防機関へ通報する火災報知設備整備	300千円	1施設あたり	
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護			

別表6 認知症対応型共同生活介護施設等防災改修等対策事業

1 施設種別	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
認知症対応型通所介護	6,500千円	1施設あたり	<p>施設等の防災補強のための改修等（防災補強のための改修等と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当額を限度とする）。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
認知症対応型共同生活介護			

第1号様式

(番 号)
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名 称 印
代表者

交付申請書

このことについて、浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業を実施したいので補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業種別
地域密着型サービス施設整備事業
地域密着型サービス施設設備整備事業
地域密着型サービス施設開設準備事業
介護療養型医療施設転換整備事業
既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業
認知症対応型共同生活介護施設等防災改修等対策事業
- 2 交付申請額 金 _____ 円
- 3 施設種別及び名称
(1) 施設種別
(2) 施設名称
- 4 事業の内容
(1) 整備区分
創設・増床
設備整備
施設開設準備
創設・改築・改修
スプリンクラー等整備
防災改修
(2) 事業計画 別紙「事業計画書」(第2号様式)のとおり
- 5 事業の目的及び効果
(添付書類)
(1) 別紙「申請額算出内訳書」(第1号様式別表)
(2) その他市長が必要と認めるもの

第1号様式（裏面）

交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- 1 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。
- 3 市長の承認を受けて前項の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 5 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、別紙（第15号様式）により速やかに市長に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 6 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、当該補助事業が完了するまでの間は寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- 7 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該行為を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- 8 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- 9 前項の手続きを行う前に市長が行う設計に関する審査を受けなければならないこと。
- 10 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならないこと。
- 11 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について領収書等関係書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならないこと。
- 12 補助事業により取得しようとする施設は、耐震性に充分配慮されたものでなければならないこと。
- 13 補助事業により取得しようとする施設は、利用者の特性に鑑みて避難経路は十分に確保されているなど非常災害に際して充分配慮されたものでなければならないこと。

第1号様式(別表)

申請者
施設名称

申請額算出内訳書

(単位:円)

項目(施設種別)	総事業費(設計額) (A)	寄付金その他の 収入額(B)	(A) - (B) = (C)	補助対象経費の合計額 (D)	別表上限額 (E)	交付申請額 (F)
合計額						

- (注) 1 (B)欄は移行時特別積立金及び当該補助金以外の補助金を含める。
2 (F)欄は(C)(D)(E)のうち最も少ない額を千円未満切り捨て記載する。

第2号様式

【地域密着型サービス施設整備事業】

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

1 対象施設の概要

- (1) 施設種別
- (2) 施設名称
- (3) 施設所在地
- (4) 利用・登録・入居・入所定員

2 事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費を除く。）

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 建物の面積 建築面積 _____ m²
延べ面積 _____ m²
- (エ) 建物の構造 _____ 造

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²
延べ面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造 _____ 造
- (ウ) 建築年月日 _____
- (エ) 補助金の区分 有（昭和・平成 _____ 年度 国・県・市・民間・その他）
無
- (オ) 処分（取壊し）年月日 _____

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²
延べ面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造 _____ 造

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 _____ 円
- イ 工事事務費 _____ 円
- ウ 解体撤去工事費 _____ 円
- エ 仮設施設整備工事費 _____ 円
- オ その他の工事費 _____ 円

合計 _____ 円

(3) 財源内訳

ア 当該補助金 _____円
イ その他の補助金 _____円
ウ 自己負担金 _____円
 (内訳)
 自己資金 _____円
 借入金 _____円
エ 寄附金 _____円
オ その他() _____円

合計 _____円

(4) 主体工事契約計画

ア 基本設計審査年月日
イ 実施設計審査年月日
ウ 入札年月日
エ 契約年月日

(5) 施工計画

ア 着工年月日
イ 竣工年月日
ウ 事業運営開始年月日
エ 解体撤去工事関係
 (ア) 着工年月日
 (イ) 完了年月日
オ 仮施設設工事関係
 (ア) 工事期間
 (イ) 仮施設設の使用期間

(6) 事業の完了年月日

3 その他参考事項

(添付書類)

- (1) 施設配置図、各階平面図及び立面図、
- (2) スプリンクラー設備図(小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に限る)
- (3) 施設の面積表
- (4) 工事費費目別明細表
- (5) 整備工程表
- (6) 工事請負契約書の写し(実績報告時に限る。)
- (7) 工事完了を確認するに足る検査済証(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の2第5項の規定による検査済証)の写し(実績報告時に限る。)
- (8) 建物内外主要部分の写真(実績報告時に限る。)
- (9) 工事契約金額報告書(別紙) (実績報告時に限る。)
- (10) その他()

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第2号様式

【地域密着型サービス施設設備整備事業】

【地域密着型サービス施設開設準備事業】

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

1 補助対象とする什器備品等

品目	単価（円）	数量	金額（円）
合計			

2 財源内訳

ア 当該補助金 _____円

イ その他の補助金 _____円

ウ 自己負担金 _____円

（内訳）

自己資金 _____円

借入金 _____円

エ 寄附金 _____円

オ その他（ ） _____円

合計 _____円

4 事業の完了年月日

5 その他参考事項

（添付書類）

- (1) 整備工程表
- (2) 契約書等の写し（実績報告時に限る。）
- (3) 購入した備品等の写真（実績報告時に限る。）
- (4) その他（ ）

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____m²
延べ面積 _____m²
(イ) 建物の構造 _____造

(4) 整備費内訳

ア 主体工事費 _____円
イ 工事事務費 _____円
ウ 解体撤去工事費 _____円
エ 仮設施設整備工事費 _____円
オ その他の工事費 _____円

合計 _____円

(5) 財源内訳

ア 当該補助金 _____円
イ その他の補助金 _____円
ウ 自己負担金 _____円
(内訳)
自己資金 _____円
借入金 _____円
エ 寄附金 _____円
オ その他() _____円

合計 _____円

(6) 主体工事契約計画

ア 基本設計審査年月日
イ 実施設計審査年月日
ウ 入札年月日
エ 契約年月日

(7) 施工計画

ア 着工年月日
イ 竣工年月日
ウ 事業運営開始年月日
エ 解体撤去工事関係
(ア) 着工年月日
(イ) 完了年月日
オ 仮設施設工事関係
(ア) 工事期間
(イ) 仮設施設の使用期間

(8) 事業の完了年月日

3 その他参考事項

(添付書類)

- (1) 施設配置図、各階平面図及び立面図(増築、一部改築等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。)
- (2) 施設の面積表
- (3) 工事費費目別明細表
- (4) 整備工程表
- (5) 既存施設の解体撤去工事がわかるもの
- (6) 介護療養型医療施設の指定状況(定員数、指定日等)がわかるもの(交付申請時に限る。)
- (7) 施設の新築・改修時等に国や市等からの補助金の交付決定を受けている場合、その内容がわかるもの(交付申請時に限る。)
- (8) 工事請負契約書の写し(実績報告時に限る。)
- (9) 工事完了を確認するに足る検査済証(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の2第5項の規定による検査済証)の写し(実績報告時に限る。)
- (10) 建物内外主要部分の写真(実績報告時に限る。)
- (11) 工事契約金額報告書(別紙) (実績報告時に限る。)
- (12) その他()

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第2号様式

【既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業】

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

1 対象施設の概要

- (1) 施設名称
- (2) 施設所在地
- (3) 介護保険事業所番号
- (4) 事業開始年月日
- (5) 入居定員
- (6) 施設の規模及び構造

ア 建物の所有関係 自己所有・賃貸・その他（ ）

イ 建物の面積 建築面積 _____m²

延べ面積 _____m²

（内訳）

対象施設部分の延べ面積 _____m²

対象施設以外の延べ面積 _____m²

ウ 建物の構造 _____造

エ 竣工年月日

オ 補助金の区分 有（昭和・平成 年度 国・県・市・民間・その他）
無

2 事業計画

(1) 整備の概要

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮施設整備工事費を除く。）

(ア) 整備内容 スプリンクラー（従来型・水道直結型・その他（ ））

設置面積（対象施設部分） _____m²

設置面積（対象施設以外） _____m²

自動火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 _____m²

延べ面積 _____m²

(イ) 建物の構造 _____造

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分 有（昭和・平成 年度 国・県・市・民間・その他）
無

(オ) 処分（取壊し）年月日

ウ 仮施設整備工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____m²

延べ面積 _____m²

(イ) 建物の構造 _____造

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 _____円
イ 工事事務費 _____円
ウ 解体撤去工事費 _____円
エ 仮施設整備工事費 _____円
オ その他の工事費 _____円

合計 _____円

(3) 財源内訳

ア 当該補助金 _____円
イ その他の補助金 _____円
ウ 自己負担金 _____円
 (内訳)
 自己資金 _____円
 借入金 _____円
エ 寄附金 _____円
オ その他() _____円

合計 _____円

(4) 主体工事契約計画

ア 実施設計審査年月日
イ 入札年月日
ウ 契約年月日

(5) 施工計画

ア 着工年月日
イ 完成年月日
ウ 解体撤去工事関係
 (ア) 着工年月日
 (イ) 完了年月日
エ 仮施設工事関係
 (ア) 工事期間
 (イ) 仮施設の使用期間

(6) 事業の完了年月日

3 その他参考事項

(添付書類)

- (1) 消防指導書又は、それに代わるもの(所轄消防からスプリンクラー等の設置指導を受けたものに限る。)(交付申請時に限る。)
- (2) 施設配置図、各階平面図、求積図等施設の面積を確認できる書類(交付申請時に限る。)
- (3) 施設整備図面及び特記仕様書
- (4) 工事費費目別明細表
- (5) 整備工程表
- (6) 建物登記簿謄本(賃借建物に設置する場合であって、賃借権を登記してあるものに限る。)(交付申請時に限る。)
- (7) 賃貸借契約書の写し(賃借借物に設置する場合に限る。)(交付申請時に限る。)
- (8) 貸主の工事施工承諾書(賃借建物に設置する場合に限る。)(交付申請時に限る。)
- (9) 施設の新築・改修時等に国や市等からの補助金の交付決定を受けている場合、その内容がわかるもの(交付申請時に限る。)
- (10) 工事請負契約書の写し(実績報告時に限る。)
- (11) 消防用設備等検査済証の写し(消防法第17条の技術上の基準への適合を証明)(実績報告時に限る。)
- (12) 主要部分の写真(実績報告時に限る。)
- (13) 工事契約金額報告書(別紙) (実績報告時に限る。)
- (14) その他()

(注)変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第2号様式

【認知症対応型共同生活介護施設等防災改修等対策事業】

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

1 対象施設の概要

(1) 施設名称

(2) 施設所在地

(3) 介護保険事業所番号

(4) 事業開始年月日

(5) 利用・登録・入居・入所定員

(6) 施設の規模及び構造

ア 建物の所有関係 自己所有・賃貸・その他（ ）

イ 建物の面積 建築面積 _____m²

延べ面積 _____m²

(内訳)

対象施設部分の延べ面積 _____m²

対象施設以外の延べ面積 _____m²

ウ 建物の構造 _____造

エ 竣工年月日

オ 補助金の区分 有（昭和・平成 年度 国・県・市・民間・その他）
無

2 事業計画

(1) 整備の概要

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費を除く。）

(ア) 整備内容 防災対策改修

アスベスト処理工事・復旧

建物の用途変更に伴う改修

一定年数（10年程度）経過した浴室及び食堂等の改修

その他（ ）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(イ) 建物の面積 建築面積 _____m²

延べ面積 _____m²

(ロ) 建物の構造 _____造

(ハ) 建築年月日

(ニ) 補助金の区分 有（昭和・平成 年度 国・県・市・民間・その他）
無

(ホ) 処分（取壊し）年月日

ウ 仮設施設整備工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____m²

延べ面積 _____m²

(イ) 建物の構造 _____造

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 _____円
イ 工事事務費 _____円
ウ 解体撤去工事費 _____円
エ 仮施設整備工事費 _____円
オ その他の工事費 _____円

合計 _____円

(3) 財源内訳

ア 当該補助金 _____円
イ その他の補助金 _____円
ウ 自己負担金 _____円
 (内訳)
 自己資金 _____円
 借入金 _____円
エ 寄附金 _____円
オ その他() _____円

合計 _____円

(4) 主体工事契約計画

ア 実施設計審査年月日
イ 入札年月日
ウ 契約年月日

(5) 施工計画

ア 着工年月日
イ 完成年月日
ウ 解体撤去工事関係
 (ア) 着工年月日
 (イ) 完了年月日
エ 仮施設工事関係
 (ア) 工事期間
 (イ) 仮施設の使用期間

(6) 事業の完了年月日

3 その他参考事項

(添付書類)

- (1) 施設配置図、各階平面図、求積図等施設の面積を確認できる書類（補助対象施設と補助対象外施設とが併設されている場合、補助対象施設、補助対象外施設及び共用部の区分及び各々の面積を図面上で明示すること。）（交付申請時に限る。）
- (2) 施設整備図面（改修等の内容が記載されたもの）
- (3) 工事費費目別明細表
- (4) 整備工程表
- (5) 施設の新築・改修時等に国や市等からの補助金の交付決定を受けている場合、その内容がわかるもの（交付申請時に限る。）
- (6) 工事請負契約書の写し（実績報告時に限る。）
- (7) 主要部分の写真（実績報告時に限る。）
- (8) 工事契約金額報告書（別紙 ）（実績報告時に限る。）
- (9) その他（ ）

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

別紙

(番 号)
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

法人名
社会福祉法人
理事長 印

施工業者
株式会社 建設
代表取締役 印

工事契約金額報告書

発注者(委託者) 法人名 と請負者(受託者) 株式会社 建設は、
施設 × × × 建設工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)を次のとおり締結し
施工するとともに、市補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初 工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
変更(追加)契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
	合計額	金 円

第3号様式

収支予算書
 (変更収支予算書)
 収支決算書

1 収入の部(第2号様式の区分に従って記入する。)

区 分	予算額	決算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部(第2号様式の区分に従って記入する。)

区 分	予算額	決算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

平成 年 月 日

申請者 所在地
 名称
 代表者

印

様

浜松市長

印

交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号により申請があった浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業について補助金の交付を決定します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 事業種別 地域密着型サービス施設整備事業
地域密着型サービス施設設備整備事業
地域密着型サービス施設開設準備事業
介護療養型医療施設転換整備事業
既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業
認知症対応型共同生活介護施設等防災改修等対策事業
- 3 整備区分 創設・増床
設備整備
施設開設準備
創設・改築・改修
スプリンクラー等整備
防災改修
- 4 交付の条件
 - (1) 規則及び浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）を遵守すること。
 - (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - (3) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - (4) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - (5) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

第5号様式

(番 号)
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名 称 印
代表者

変更承認申請書

このことについて、平成 年 月 日付浜松市指令健介第 号により補助金の
交付決定を受けた浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業の計画を下記により変更した
いので、承認されるよう申請します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 計画変更の理由
- 3 変更の内容 別紙「変更事業計画書」(第2号様式)のとおり
- 4 変更申請額算出内訳 別紙「変更申請額算出内訳書」(第5号様式別表)のとおり
- 5 交付申請額

(1) 前回までの交付決定額	金	円
(2) 今回変更承認申請額	金	円
(3) 差引増減額	金	円

(添付書類)

- (1) その他市長が必要と認めるもの

第5号様式(別表)

申請者
施設名称

変更申請額算出内訳書

(単位:円)

項目(施設種別)	総事業費(A)	寄付金その他の 収入額(B)	(A) - (B) = (C)	補助対象経費の合計額 (D)	別表上限額 (E)	交付申請額 (F)
合計額						

- (注) 1 (B)欄は移行時特別積立金及び当該補助金以外の補助金を含める。
2 (F)欄は(C)(D)(E)のうち最も少ない額を千円未満切り捨て記載する。

様

浜松市長

印

変更交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号により変更承認申請があった浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業について補助金の変更交付の決定をします。

記

- 1 変更後交付決定額 金 _____ 円
- 2 事業種別 地域密着型サービス施設整備事業
地域密着型サービス施設設備整備事業
地域密着型サービス施設開設準備事業
介護療養型医療施設転換整備事業
既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業
認知症対応型共同生活介護施設等防災改修等対策事業
- 3 整備区分 創設・増床
設備整備
施設開設準備
創設・改築・改修
スプリンクラー等整備
防災改修
- 4 交付の条件
 - (1) 規則及び浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）を遵守すること。
 - (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - (3) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - (4) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - (5) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

第7号様式

(番 号)
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
名 称
代表者
印

工事着手届

平成 年 月 日付浜松市指令健介第 号により補助金の交付決定を受けた浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業に着手したので届出します。

記

- 1 事業種別
地域密着型サービス施設整備事業
地域密着型サービス施設設備整備事業
介護療養型医療施設転換整備事業
既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業
認知症対応型共同生活介護施設等防災改修等対策事業
- 2 施設種別及び名称
施設種別
施設名称
- 3 整備区分
創設・増床
設備整備
創設・改築・改修
スプリンクラー等整備
防災改修
- 4 契約
 - (1) 契約名称
 - (2) 契約金額 金 _____ 円
 - (3) 契約先
所在地
請負業者名
 - (4) 契約日 平成 年 月 日
 - (5) 工事箇所
 - (6) 着手日 平成 年 月 日
 - (7) 竣工日(予定) 平成 年 月 日

(添付書類)

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 着手前写真
- (3) 建築確認申請書の写し
- (4) 建築確認済証の写し
- (5) その他()
中間検査(予定) 平成 年 月

第8号様式

平成 年 月 日

申請者
施設名称

工事進捗状況報告書

現交付決定	交付決定額(A)	工事区分	前月末 出来高	3月末 出来高見込(B)	翌年度繰越 見込高 (C)=100-(B)	繰越見込額 (A)×(C)	備考
浜松市指令健介第 号 (平成 年 月 日付)	円	主体工事	%	%	%	円	
		解体撤去	%	%	%		
		仮設整備	%	%	%		
		その他	%	%	%		
		総事業	%	%	%		

完成検査(予定) 平成 年 月

第9号様式

(番 号)
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
名 称
代表者
印

事業繰越報告書

平成 年 月 日付浜松市指令健介第 号により補助金の交付決定を受けた浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業が平成 年3月31日までに完了しないため関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業種別
地域密着型サービス施設整備事業
地域密着型サービス施設設備整備事業
地域密着型サービス施設開設準備事業
介護療養型医療施設転換整備事業
既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業
認知症対応型共同生活介護施設等防災改修等対策事業
- 2 施設種別及び名称
施設種別
施設名称
- 3 整備区分
創設・増床
設備整備
施設開設準備
創設・改築・改修
スプリンクラー等整備
防災改修
- 4 繰越する理由及び経過
別紙「理由書」のとおり
- 5 進捗状況
別紙「工事進捗状況報告書」(第8号様式)のとおり

第10号様式

(番 号)
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
名 称
代表者
印

実績報告書

このことについて、平成 年 月 日付浜松市指令健介第 号により補助金の交付決定を受けた浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業が完了したので報告します。

記

- 1 事業種別 地域密着型サービス施設整備事業
地域密着型サービス施設設備整備事業
地域密着型サービス施設開設準備事業
介護療養型医療施設転換整備事業
既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業
認知症対応型共同生活介護施設等防災改修等対策事業
- 2 整備区分 創設・増床
設備整備
施設開設準備
創設・改築・改修
スプリンクラー等整備
防災改修
- 3 交付決定額 金 _____ 円
- 4 確定を受けたい額 金 _____ 円

(添付書類)

- (1) 別紙「実績額算出内訳書」(第10号様式別表)のとおり
- (2) 別紙「事業実績書」(第2号様式)のとおり
- (3) 別紙「収支決算書」(第3号様式)のとおり
- (4) その他市長が必要と認めるもの

第10号様式(別表)

申請者
施設名称

実績額算出内訳書

(単位:円)

項目(施設種別)	総事業費(契約額) (A)	寄付金その他の 収入額(B)	(A) - (B) = (C)	補助対象経費の合計額 (D)	交付決定額 (E)	交付確定を受ける額 (F)
合計額						

- (注) 1 (B)欄は移行時特別積立金及び当該補助金以外の補助金を含める。
2 (F)欄は(C)(D)(E)のうち最も少ない額を千円未満切り捨て記載する。

第 1 1 号様式

浜 健 介 第 号
平 成 年 月 日

様

浜松市長

印

交付確定通知書

平成 年 月 日付浜松市指令健介第 号で交付決定した平成 年度浜松市
地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金については、平成 年 月 日付
第 号による実績報告に基づき確定します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

2 そ の 他

- (1) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (2) 規則第 1 7 条第 2 項に基づき、規則第 1 7 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付をしなかったときは、規則第 1 8 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (3) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 1 8 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第12号様式

(番 号)
平成 年 月 日

補助金請求書 (概算払請求書)

金 _____ 円

平成 年 月 日付浜健介 (浜松市指令健介) 第 号により補助金の確定 (決定) を受けた浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金を請求します。

記

- 1 施設の名称
- 2 交付確定 (決定) 額 金 _____ 円
- 3 受入済額 金 _____ 円
- 4 今回請求額 金 _____ 円

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者

印

振込先口座	銀行 本店 普通預金 信用金庫 支店 口座番号 農 協 支所 当座預金
口座名義	

第 1 3 号様式

(番 号)
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名 称
代表者 印

概算払承認申請書

平成 年 月 日付浜松市指令健介第 号で交付決定を受けた浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金について、下記のとおり概算払くださるよう申請します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払を必要とする金額 金 _____ 円

3 概算払を必要とする期日

4 資金計画 別表「資金計画表」(第 1 3 号様式別表)のとおり

5 その他参考事項

第14号様式

浜 健 介 第 号
平 成 年 月 日

様

浜松市長

印

概算払承認決定通知書

平成 年 月 日付 第 号により概算払の承認申請があった浜松市地域
介護・福祉空間等施設整備事業費補助金について、下記のとおり概算払することを決定し
ます。

記

1 承認の内容

- (1) 金額 金 _____ 円
- (2) 時期

2 交付の条件

第15号様式

(番 号)
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
名 称
代表者
印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付浜松市指令健介第 号で交付決定を受けた浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等